明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則（**人事院**一〇―一二―二一）　一

○人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則（**同**一二―〇―三八）　一

〔告　示〕

○東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（**復興庁**五四～六七）　二

○日本国に帰化を許可する件（**法務**三二五）　三

○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインド政府との間の口上書の交換に関する件（**外務**二九八～三〇〇）　三

○薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医薬品を指定した件（**厚生労働**二八四）　四

○遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認の件（**厚生労働・環境**三）　四

○肥料を登録した件（**農林水産**二四二四）　五

○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした届出製造事業者を指定した件（**経済産業**一九五）　六

○高速自動車国道に関する件（**国土交通**八四二）　七

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（**同**八四三）　七

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（**観光庁**一六）　八

○登録住宅性能評価機関の代表者等の氏名を変更した件（**中国地方整備局**一三〇）　八

○登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（**同**一三一、一三二）　八

○道路に関する件（**九州地方整備局**一五六）　八

〔人事異動〕

国家公安委員会　警察庁　法務省　財務省　農林水産省　林野庁　岩手県　栃木県　群馬県　東京都　新潟県　岐阜県　愛知県　三重県　兵庫県　山口県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　仙台市　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

平成二十三年人事院公示第十六号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示一四）　九

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九

労　働

中央労働委員会の地方調整委員の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇

〔地方自治事項〕

諸事項　一〇

〔公　告〕

官庁

財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、再生関係　一〇

会社その他　三

規　則

人事院規則一〇―一二―二一

人事院は、国家公務員の留学費用の償還に関する法律に基づき、人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年九月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一〇―一二―二一

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―一二（職員の留学費用の償還）の一部を次のように改正する。

第四条中「特定独立行政法人以外の独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに」を削り、同条各号を次のように改める。

一　国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人

二　国家公務員退職手当法施行令第九条の四各号に掲げる法人（沖縄振興開発金融公庫及び前号に掲げる法人を除く。）

三　中部国際空港株式会社

第十一条第四号中「第五条第一項」を「第二条第一号」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院規則一二―〇―三八

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年九月五日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一二―〇―三八

人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を改正する人事院規則

（人事院規則一二―〇の一部改正）

第一条　人事院規則一二―〇（職員の懲戒）の一部を次のように改正する。

第九条中「特定独立行政法人以外の独立行政法人、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人及び同条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに」を削り、同条各号を次のように改める。